

○金融庁告示第四十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の名称に変更があつたので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月三日

金融庁長官 伊藤 豊

一 特定社会基盤事業の種類

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業

二 変更前の特定社会基盤事業者の名称

住信SBIネット銀行株式会社

三 変更後の特定社会基盤事業者の名称

株式会社ドコモSMTBネット銀行

四 変更年月日

令和八年八月三日